

第2号様式(第5条, 第6条関係)

その1(建築物用)

整備項目表

施設の所在地	
施設の名 称	

整備基準		内容等	※	図面 番号		
1 移動等 円滑化経 路	(1) 経路(1 以上)	ア 道等から利用居室までの経路	有・無			
		イ 車いす使用者用便房から利用居室までの経路	有・無			
		ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	有・無			
	(2) 移動等 円滑化経 路の構造	ア 階段又は段の有無		有・無		
		傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の併設		適・否		
		イ 出入口の 構造	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
			(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		ウ 廊下等の 構造	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法120cm以上	^{のり} 内法 cm		
			(イ) 50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無		
			(ウ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		エ 傾斜路 (階段に代 わり、又は これに併設 するものに 限る。)の構 造(4の項の ほか)	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法120cm(階段に併設する場合は90cm)以上	^{のり} 内法 cm		
			(イ) こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合は1/8)以下	こう配 1/		
			(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	踏幅 cm		
		オ エレベーター(カに規定するものを除く。)の構造	(ア) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止	適・否		
			(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
(ウ) かごの奥行きは、 ^{のり} 内法135cm以上	^{のり} 内法 cm					
(エ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ ^{のり} 内法150cm以上	幅 cm 奥行き cm					
(オ) かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無					

		(カ) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無		
		(キ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無		
		(ク) 用途面積2,000㎡以上の公共的施設(教育施設及び共同住宅等を除く。)の不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの構造((ア)から(ウ)まで(オ)及び(カ)の規定のほか)			
		a かの幅は、内法140cm以上	幅 cm		
		b かごは、車いすの転回に支障がない構造	適・否		
		c かご内の側板に、手すりの設置	有・無		
		d かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	有・無		
		(ケ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの構造((ア)から(ク)までの規定のほか)(主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く。)			
		a かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無		
		b かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	適・否		
		c かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無		
	カ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造	(ア) a 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否		
		b かの幅は内法70cm以上、奥行きは内法120cm以上	幅 cm 奥行き cm		
		c 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かの幅及び奥行きが十分に確保されている。	適・否		
		(イ) エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否		
	キ 敷地内の通路(5の項のほか)		有・無		
		(ア) 幅は、内法120cm以上	内法 cm		
		(イ) 50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無		
		(ウ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その後高低差がない。	適・否		

		(エ) 傾斜路の構造	a 幅は、内法120cm(階段に併設する場合は90cm)以上	内法 cm		
			b こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合は1/8)以下	こう配 1/		
			c 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(こう配1/20を超えるものに限る。)	踏幅 cm		
		(3) 敷地内の通路が地形の特殊性による読み替え(「当該公共的施設の車寄せ」)の有無		有・無		
2 廊下等	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		イ 階段又は傾斜路の上端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に、点状ブロック等の敷設(こう配1/20以下、高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下のもの、又は駐車施設に設けるものを除く。)		有・無		
3 階段	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段の構造	ア 手すりの設置(踊場を除く。)		有・無		
		イ 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		適・否		
		エ つまずきの原因となるものを設けない構造		適・否		
		オ 階がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に、点状ブロック等の敷設(手すりを設けるもの、又は駐車施設に設けるものを除く。)		有・無		
		カ 主たる階段は、回り階段でない(空間を確保できない場合を除く。)		適・否		
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	ア 手すりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。)		有・無		
		イ 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。)		有・無		
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		エ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。		適・否		
		オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に、点状ブロック等の敷設(連続した手すり、こう配1/20以下、高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下のもの、又は駐車施設に設けるものを除く。)		有・無		
5 敷地内の通路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷	ア 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	有・無		
			(イ) 色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	適・否		
			(ウ) つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否		

	地内の通路の構造	ウ 排水溝に、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	有・無			
		エ 傾斜路の構造	(ア) 手すりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。)	有・無		
			(イ) 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。)	有・無		
			(ウ) 色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。	適・否		
6 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車いす使用者用駐車施設の設置(1以上)		有・無			
		(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置への設置	適・否		
			イ 幅は、350cm以上	幅 cm		
			ウ 車いす使用者用駐車施設である旨を表示する標識の見やすい位置への設置	適・否		
7 観覧席及び客席	(1) 固定式の観覧席又は客席に、車いす使用者用席の設置		席			
		(2) 車いす使用者用席の構造(1以上)	ア 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上	幅 cm 奥行き cm		
	イ 床は水平で、床の表面は滑りにくい仕上げ		適・否			
	(3) 観覧席又は客席を有する各室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る経路の通路の構造		ア 幅は、内法 ^{のり} 120cm以上	内法 cm		
		イ 高低差の有無	有・無			
		傾斜路の構造	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 120cm(階段に併設する場合は90cm)以上	内法 cm		
			(イ) こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合は1/8)以下	こう配 1/		
			(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	踏幅 cm		
			(エ) 手すりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。)	有・無		
	(オ) 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。)		有・無			
(カ) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否					
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の構造(1以上)	ア 便房の構造(1以上)	(ア) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保、腰掛便座、手すり、洗浄装置、ペーパーホルダー等の適切な配置	適・否		
			(イ) オストメイト対応の洗浄設備の設置	有・無		
			(ウ) 非常用通報装置を設置し、その旨の点字による表示	有・無		

	造(1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上))		(エ) 出入口の幅は、内法80cm以上	内法	cm		
			(オ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否			
		イ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否				
		ウ 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。	適・否				
		エ 洗面器の上部に鏡を設ける場合、車いす使用者の利用に配慮した高さへの設置	適・否				
	(2) 洗面器の構造	ア 車いす使用者の利用に配慮した高さで車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保	適・否				
		イ 周囲に手すりの設置	有・無				
		ウ 操作が容易な水栓器具の設置	有・無				
	(3) 床置き等小便器の設置		有・無				
	(4) 便房の構造	不特定かつ多数の者が利用する用途面積が2,000m ² 以上の興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設(市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センターに限る。)、文化施設及び官公庁施設の便所内の便房の構造(1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上))		有・無			
	ア 乳幼児を座らせることができる乳幼児用いす等の設置	有・無					
	イ 乳幼児のおむつ替えができる乳幼児用ベッド等の設置(おむつ替えができる場所を別に設ける場合を除く。)	有・無					
(5) (1)のA及び(4)に定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に、当該便房が設けられていることを表示する標識を見やすい位置に設置		適・否					
9 浴室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室の構造(1以上)	ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	適・否				
		イ 脱衣所及び洗い場の出入口の構造	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 80cm以上	内法 ^{のり}	cm		
			(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否			
		ウ 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。	適・否				
		エ 脱衣所、洗い場及び浴槽に、手すりの適切な配置	適・否				
		オ 操作が容易な水栓器具の設置	有・無				
		カ 洗い場の床面から浴槽の上端までの高さが車いす使用者が利用しやすい高さの浴槽の設置	有・無				
		10 更衣室及びシャワー室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更	ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	適・否		
イ 出入口の構造	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 80cm以上			内法 ^{のり}	cm		
	(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。			適・否			

	衣室及びシャワー室の構造(1以上)	ウ 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。	適・否			
		エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	cm× cm			
		オ 腰掛台及び手すりの適切な配置	適・否			
		カ 操作が容易な水栓器具の設置	有・無			
11 客室(宿泊施設で客室の総数が50以上の施設)	(1) 客室の構造(1以上)	ア 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
		イ 出入口の構造	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
			(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	適・否			
		エ 手すり等の適切な配置	適・否			
		オ 非常用通報装置を設置し、その旨の点字による表示	適・否			
		カ 光、音その他の方法による非常警報装置の設置	有・無			
		(2) 便所の構造(当該客室が設けられている階に8の項(1)に定める構造の便所が設けられている場合を除く。)	ア 便所の構造(1以上)	(ア) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保、腰掛便座、手すり、洗浄装置、ペーパーホルダー等の適切な配置	適・否	
	(イ) 非常用通報装置を設置し、その旨の点字による表示			有・無		
	(ウ) 出入口の幅は、 ^{のり} 内法80cm以上			^{のり} 内法 cm		
	(エ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。			適・否		
	イ 床の表面は、滑りにくい仕上げ		適・否			
	ウ 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。		適・否			
	(3) 洗面器の構造(当該客室が設けられている階に8の項(2)に定める構造の洗面器が設けられている場合を除く。)	ア 車いす使用者の利用に配慮した高さで車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保	適・否			
イ 周囲に手すりの設置		有・無				
ウ 操作が容易な水栓器具の設置		有・無				
エ 洗面器の上部に鏡を設ける場合、車いす使用者の利用に配慮した高さへの設置		適・否				
(4) 浴室の構造(当該公共施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし	ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	適・否				
	イ 出入口の構造	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm			
		(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否			
	ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	cm× cm				

	て高齢者、障害者等が利用する9の項に定める構造の浴室が設けられている場合を除く。)	エ 浴槽，手すり，シャワー等の適切な配置 オ 操作が容易な水栓器具の設置	適・否 有・無		
12 授乳場所	用途面積が2,000㎡以上の興行施設，集会施設，展示施設，物品販売施設，福祉保健施設(市町村保健センター，母子福祉施設及び母子健康センターに限る。)，文化施設及び官公庁施設の場合，円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置		有・無		
13 レジ通路	レジ通路の構造(1以上)	ア 幅は， ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
		イ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否		
14 カウンター及び記載台	不特定かつ多数の者が利用し，又は高齢者，障害者等が利用するカウンター及び記載台に，車いす使用者の利用に配慮した高さとし車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保(1以上)		適・否		
15 公衆電話台	(1) 公衆電話台に，車いす使用者の利用に配慮した高さとし車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保(1以上)		適・否		
	(2) 公衆電話台に通ずる出入口の構造	ア 幅は， ^{のり} 内法80cm以上 イ 戸は，自動的に開閉する構造又は高齢者，障害者等が容易に開閉して通過できる構造，かつ，その前後に高低差がない。	^{のり} 内法 cm 適・否		
16 緊急時の設備	点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用の誘導灯の設置		有・無		
17 案内設備	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の配置を表示した設備(移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。)		有・無		
	(2) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置等を視覚障害者に示すための設備(案内所を設ける場合を除く。)		有・無		
	(3) 8の項(1)に定める構造の便所又は同項(4)に定める構造の便所の位置の表示		有・無		
	(4) 高齢者，障害者等が利用しやすい位置への設置		適・否		
	(5) 文字の大きさ，色彩等が高齢者，障害者等に見やすく，かつ，理解しやすい。		適・否		
18 視覚障害者移動等円滑化経路	(1) 道等から17の項(2)に規定する設備又は案内所までの視覚障害者移動等円滑化経路(駐車施設に設ける場合又は案内所から出入口を容易に視認でき，かつ，道等から出入口まで視覚障害者を円滑に誘導するための視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声等による設備を設ける場合を除く。)(1以上)		有・無		
	(2) 視覚障害者移動等円滑化	ア 視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置 イ 点状ブ (ア) 車路に近接する部分	有・無 有・無		

	経路の構造	ロック等の敷設	(イ) 段又は傾斜部分の上端に近接する部分(こう配1/20以下, 高さ16cm以下, かつ, こう配1/12以下の傾斜部分の上端に近接するもの, 又は段若しくは傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)	有・無		
--	-------	---------	--	-----	--	--

備考1 内容等の欄は, 各項目について該当するものを○で囲み, 又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は, 記入しないでください。

その2(公共交通機関の施設用)

整備項目表

施設の所在地	
施設の名 称	

		整備基準	内容等	※	図面番号	
1 公共交通移動等円滑化経路	(1) 経路(1以上)	乗降場ごとに公共用通路と乗降口との間の経路	有・無			
	(2) 公共交通移動等円滑化経路の構造	ア 床面に高低差がある公共交通移動等円滑化経路に、傾斜路又はエレベーター(構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機))の設置(管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合を除く。)	有・無			
		イ アの規定によらない場合は、旅客施設に隣接し、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設に、オに規定する傾斜路又はカに規定するエレベーターの設置(高齢者、障害者等が常時公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合に限る。)	有・無			
	ウ 出入口の構造	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 90cm以上(構造上の理由でやむを得ない場合は80cm以上)	内法 ^{のり} cm			
		(イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否			
	エ 通路の構造	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 140cm以上(構造上の理由で50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置等の場合120cm以上)	内法 ^{のり} cm			
		(イ) 戸の構造	a 幅は、内法 ^{のり} 90cm以上(構造上の理由でやむを得ない場合80cm以上)	内法 ^{のり} cm		
			b 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
	オ 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造(4の項のほか)	(ア) 幅は、内法 ^{のり} 120cm(階段に併設する場合は90cm)以上	内法 ^{のり} cm			
		(イ) こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	こう配 1/			
		(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(こう配1/20を超えるものに限る。)	踏幅 cm			
カ エレベーター(キに規定するもの除く。)の構造	(ア) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法 ^{のり} 80cm以上	内法 ^{のり} cm				
	(イ) かごの幅は内法 ^{のり} 140cm以上、奥行きは内法 ^{のり} 135cm以上(出入口が2以上あるエレベーターで、開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものを除く。)	幅奥行き cm cm				

	(ウ) 車いす使用者がかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置(出入口が2以上あるエレベーターで、開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものを除く。)	有・無		
	(エ) かが外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	適・否		
	(オ) かが内の側板に、手すり等の設備	有・無		
	(カ) かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能	有・無		
	(キ) かが内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無		
	(ク) 到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無		
	(ケ) かが内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無		
	(コ) かが内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	適・否		
	(サ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無		
	(シ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法150cm以上	幅 奥行き	cm cm	
	(ス) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置(かが内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声により知らせる装置を設置している場合又は停止階が2のみの場合を除く。)	有・無		
キ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造	(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否		
	(イ) かがの幅は ^{のり} 内法70cm以上、奥行きは ^{のり} 内法120cm以上	幅 奥行き	cm cm	
	(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かがの幅及び奥行きが十分に確保されている。	適・否		
ク エスカレーターの構造	(ア) 上り専用及び下り専用の設置(旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除く。)	有・無		
	(イ) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(ウ) 昇降口に、同一平面上にある3枚以上の踏み段	有・無		
	(エ) 踏み段の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。	適・否		
	(オ) くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。	適・否		

		(カ) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に、進入の可否の表示(進行方向が専用でないものを除く。)	有・無		
		(キ) 80cm以上の有効幅(2以上のエスカレーターが隣接している場合、1以上)	有効幅 cm		
		(ク) 車いす使用者が円滑に利用できる広さのある踏み段の面及び車止めの設置(2以上のエスカレーターが隣接している場合、1以上)	広さ 適・否 車止め 有・無		
2 通路	不特定かつ多数の者が利用する通路の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		イ 段の有無	有・無		
		(ア) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	適・否		
		(イ) つまづきの原因となるものを設けない構造	適・否		
3 階段	不特定かつ多数の者が利用する階段の構造	ア 両側に手すりの設置(構造上の理由でやむを得ない場合を除く。)	有・無		
		イ 手すりの端部に階段の通ずる場所を示す点字はり付け	有・無		
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	適・否		
		オ つまづきの原因となるものを設けない構造	適・否		
		カ 主たる階段は、回り階段でない(空間を確保できない場合を除く。)	適・否		
		キ 側壁のない階段に高さ5cm以上の立ち上がりの設置	有・無		
		ク 照明設備の設置	有・無		
4 傾斜路	不特定かつ多数の者が利用する傾斜路の構造	ア 両側に手すりの設置(構造上の理由でやむを得ない場合を除く。)	有・無		
		イ 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置	有・無		
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。	適・否		
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所の構造	ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示す設備	有・無		
		イ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		ウ 床置き式等小便器の設置	有・無		
		エ 床置き式等小便器に手すりの設置	有・無		
	(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所の構造(1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上))((1)のほか)	ア 公共交通移動等円滑化経路と便所との経路には、1の項(2)のア及びエに規定する構造の通路(1以上)	有・無		
		イ 出入口の幅は、 ^{のり} 内法80cm以上(戸を設ける場合も同様)	^{のり} 内法 cm		
		ウ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない(傾斜路を設ける場合を除く。)	適・否		
		エ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		オ 車いす使用者が円滑に利用できる広さの確保	適・否		
		カ 便房の構造	(ア) 出入口の幅は、 ^{のり} 内法80cm以上 (イ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	^{のり} 内法 cm 適・否	

		(ウ) 車いす使用者が円滑に利用できる広さの確保	適・否		
		(エ) 出入口に、車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否		
		(オ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保、腰掛便座、手すり、洗浄装置、ペーパーホルダー等の適切な配置	適・否		
		(カ) オストメイト対応の洗浄設備の設置	有・無		
		(キ) 非常用通報装置を設置し、その旨の点字による表示	有・無		
		(ク) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		(ケ) 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。	適・否		
		(コ) 乳幼児を座らせることができる乳幼児用いす等の設置	有・無		
		(サ) 乳幼児のおむつ替えができる乳幼児用ベッド等の設置(おむつ替えができる場所を別に設ける場合を除く。)	有・無		
	キ 洗面器の構造	(ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さで車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保	適・否		
		(イ) 周囲に手すりの設置	有・無		
		(ウ) 操作が容易な水栓器具の設置	有・無		
		(エ) 洗面器の上部に鏡を設ける場合、車いす使用者の利用に配慮した高さ	適・否		
	ク	カに定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に、当該便房が設けられていることを表示する標識を見やすい位置に設置	適・否		
6 改札口	(1) 改札口の構造(1以上)	ア 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
		イ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否		
	(2) 自動改札機を設ける場合、進入の可否を容易に識別できる表示		有・無		
7 乗車券販売所等	乗車券販売所等の構造	ア 公共交通移動等円滑化経路と乗車券販売所等との経路には、1の項(2)のア及びエに定める構造の通路を設置(1以上)	有・無		
		イ 出入口の構造(1以上)	(ア) 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm	
			戸の構造	a 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm
		b 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。		適・否	
		ウ 段の有無	4の項に定める構造の傾斜路の併設	有・無	
エ 乗車券等販売所又は案内所への聴覚障害者と意思疎通を図るための設備の設置及び当該設備を保有している旨の表示		有・無			
8 券売機	券売機の構造(1以上)	ア 車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ	適・否		
		イ 料金等の点字による表示等視覚障害者等が円滑に利用できる構造	適・否		

9 授乳場所	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置(用途面積2,000m ² 以上の施設)		有・無		
10 カウンター及び記載台	不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台に、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保(乗車券等販売所又は案内所に常時勤務する者が容易にカウンター前に出て対応できる構造である場合を除く。)		適・否		
11 公衆電話台	(1) 公衆電話台に、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保(1以上)		適・否		
	(2) 公衆電話台に通ずる出入口の構造	ア 幅は、内法 ^{のり} 80cm以上 イ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その後ろに高低差がない。	^{のり} 内法 cm	適・否	
12 案内設備	(1) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、公共交通移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した設備(公共交通移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合を除く。)		有・無		
	(2) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近等に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を視覚障害者に示すための設備		有・無		
	(3) 5の項(2)のアからカまでに規定する便所の位置の表示		有・無		
	(4) 高齢者、障害者等が利用しやすい位置への設置		適・否		
	(5) 文字の大きさ、色彩等が高齢者、障害者等に見やすく、かつ、理解しやすい。		適・否		
13 乗降場	乗降場の構造	ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	適・否		
		イ 縁端部に、視覚障害者の転落又は進入を防ぐ設備	有・無		
		ウ 両端部に、点状ブロック等、転落防止柵の設置(旅客が転落し、又は進入するおそれのない場合を除く。)	有・無		
14 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	(1) 経路(2以上の案内所間の誘導を適切に実施する場合を除く。)	ア 通路等であって、公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との経路	有・無		
		イ アの経路と昇降機の乗降ロビーに設ける制御装置との経路	有・無		
		ウ アの経路と便所の出入口との経路	有・無		
		エ アの経路と乗車券販売所等との経路	有・無		
		オ アの経路と券売機との経路	有・無		
		カ アの経路と12の項(2)に規定する設備との経路	有・無		
	(2) 経路(2以上の案内所間の誘導を適切に実施する場合を除く。)の構造	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置	有・無		
(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する部分に点状ブロック等の敷設		有・無			

備考1 内容等の欄は、各項目について該当するものを○で囲み、又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

その3(道路用)

整備項目表

施設の所在地	
施設の名称	

整備基準		内容等	※	図面番号
1 歩道等	歩道等の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		イ 幅員は、200cm以上	幅員 cm	
		ウ 縦断こう配は、5%(やむを得ない場合は8%)以下	縦断こう配 %	
		エ 横断こう配は、1%(やむを得ない場合は2%)以下	横断こう配 %	
		オ 歩道等は、縁石、防護柵等により車道と明確に分離する。	適・否	
		カ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつける。	適・否	
		キ 排水溝に、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	有・無	
		ク 歩道等が、交差点又は横断歩道で車道と接する部分の構造	(ア) 車道との境界部分の段差は、2cm以下 (イ) すりつけこう配は、5%(やむを得ない場合は8%)以下	段差 cm すりつけこう配 %
2 車の乗り入れ部	歩道面が連続して平坦となる構造	適・否		
3 横断歩道橋	横断歩道橋の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		イ 階段、傾斜路及び踊場に、両側に手すりの設置	有・無	
		ウ 階段に、回り段を設けない。	適・否	
4 視覚障害者誘導用ブロック	歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、横断歩道橋の昇降口の部分その他注意を喚起する必要がある箇所及び公共交通機関の施設から視覚障害者の利用の多い施設へ通ずる歩道等に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有・無		

備考1 内容等の欄は、各項目について該当するものを○で囲み、又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

その4(公園等用)

整備項目表

施設の所在地	
施設の名称	

整備基準		内容等	※	図面番号
1 出入口	出入口の構造(1以上)	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		イ 幅は、 ^{のり} 内法120cm以上	^{のり} 内法 cm	
		ウ 段差がある場合のすりつけこう配は、8%以下	すりつけこう配 %	
		エ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否	
		オ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔は90cm以上とし、その前後に150cm以上の水平な部分の設置(1以上)	適・否	
		カ 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック等の敷設、他の部分と異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示する。	適・否	
2 園路	出入口に通ずる園路の構造(1以上)	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		イ 幅員は、120cm以上	幅員 cm	
		ウ 幅員が180cm未満の場合、幅員180cm以上の擦れ違うための場所を適宜設置	有・無	
		エ 縦断こう配は、4%(やむを得ない場合は8%)以下	縦断こう配 %	
		オ 3%以上の縦断こう配が30m以上続く場合、途中に150cm以上の水平な部分の設置	有・無	
		カ 横断こう配は、水こう配程度とし、可能な限り水平とする。	適・否	

キ 縁石の切り下げ部分の構造	(ア) 幅員は, 120cm以上	幅員 cm		
	(イ) 段差は, 2cm以下	段差 cm		
	(ウ) すりつけこう配は, 8%以下	すりつけこう配 %		
ク 園路を横断する排水溝に, つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		有・無		
ケ 必要な箇所に点状ブロック等の敷設		有・無		
コ 階 段 の 構 造	(ア) 表面は, 滑りにくい仕上げ	適・否		
	(イ) 幅は, ^{のり} 内法120cm以上	^{のり} 内法 cm		
	(ウ) 傾斜路の両側への手すりの設置 (やむを得ない場合を除く。)	有・無		
	(エ) 階段の始終点及び高さ250cm以内ごとに, 踏幅120cm以上の水平な部分の設置	有・無		
	(オ) 階段の位置は, 点状ブロック等, 標識の設置, 他の部分と異なる舗装材の使用等により明確に表示	適・否		
	(カ) 階段の両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置 (側面が壁面である場合を除く。)	有・無		
サ 階段に併設する傾斜路及び踊場の構造	(ア) 幅は, ^{のり} 内法120cm以上	^{のり} 内法 cm		
	(イ) 縦断こう配は, 8%以下	縦断こう配 %		
	(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	踏幅 cm		
	(エ) 傾斜路の両側への手すりの設置 (やむを得ない場合を除く。)	有・無		

			(オ) 傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置(側面が壁面である場合を除く。)	有・無		
			(カ) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
			(キ) 色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい。	適・否		
3 便 所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の構造(1以上)	ア 便房の構造(1以上)	(ア) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保、腰掛便座、手すり、洗浄装置、ペーパーホルダー等の適切な配置	適・否		
			(イ) オストメイト対応の洗浄設備の設置	有・無		
			(ウ) 非常用通報装置を設置し、その旨の点字による表示	有・無		
			(エ) 出入口の幅は、内 ^{のり} 法80cm以上	のり 内法 cm		
			(オ) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		イ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
		ウ 床に、車いす使用者の利用に支障となる段を設けない。	適・否			
		エ 便所の出入口の幅は、内 ^{のり} 法80cm以上	のり 内法 cm			
オ 便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否					

	(2) 洗面器の構造	ア 車いす使用者の利用に配慮した高さ と下部空間の確保	適・否		
		イ 周囲に手すりの設置	有・無		
		ウ 操作が容易な水栓器具の設置	有・無		
		エ 洗面器の上部に鏡を設ける場合、 車いす使用者の利用に配慮した高さへの設置	適・否		
	(3) 床置き等小便器の設置	有・無			
	(4) (1)のアに定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に、当該便房が設けられていることを表示する標識を見やすい位置に設置	適・否			
4 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車いす使用者用駐車施設の設置(1以上)	有・無			
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 公園等の出入口からの経路の長さが、できるだけ短くなる位置への設置	適・否		
		イ 幅は、350cm以上	幅 cm		
ウ 車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	有・無				
5 案内設備	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した設備(移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。)	有・無			
	(2) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置等を視覚障害者に示すための設備(案内所を設ける場合を除く。)	有・無			
	(3) 第1の8の項(1)に定める構造の便所又は同項(4)に定める構造の便房の位置の表示	有・無			
	(4) 高齢者、障害者等が利用しやすい位置への設置	適・否			
	(5) 文字の大きさ、色彩等が高齢者、障害者等に見やすく、かつ、理解しやすい。	適・否			

6 附帯設備	水飲み場、ベンチ、野外卓等の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造	適・否		
--------	---------------------------------------	-----	--	--

備考1 内容等の欄は、各項目について該当するものを○で囲み、又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

その5(建築物以外の路外駐車場用)

整備項目表

施設の所在地	
施設の名称	

整備基準		内容等	※	図面番号	
1 出入口	出入口の構造(1以上)	ア 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	^{のり} 内法 cm		
		イ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否		
2 車いす使用者用駐車施設	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置(1以上)		有・無		
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 出入口からの経路の長さが、できるだけ短くなる位置への設置	適・否		
		イ 幅は、350cm以上	幅 cm		
		ウ 車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	有・無		
3 駐車場内の通路	出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内通路の構造(1以上)	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		イ 階段又は段の有無	有・無		
		(ア) 手すりの設置	有・無		
		(イ) 色等により段を識別しやすい。	適・否		
		(ウ) つまづきにくい構造	適・否		
		(エ) 傾斜路の構造	a 手すりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。)	有・無	
			b 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置(こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。)	有・無	

		c 色等により識別しやすい。	適・否		
		d 幅は、内法 ^{のり} 120cm(階段に併設する場合は90cm)以上	適・否		
		e こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合は1/8)以下	こう配 1/		
		f 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(こう配1/20を超えるものに限る。)	踏幅 cm		
		(オ) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無		
		ウ 幅は、内法 ^{のり} 120cm以上	内法 ^{のり} cm		
		エ 50m以内ごとに車いすが転回できる部分の設置	有・無		
		オ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否		
		カ 排水溝に、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	有・無		

備考1 内容等の欄は、各項目について該当するものを○で囲み、又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。